

議案第31号

多可町滞在型市民農園施設「ブルーメンやまと」の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

施設名称・位置	指定管理者		指定期間
	所在	名称及び代表者名	
滞在型市民農園施設 「ブルーメンやまと」 多可郡多可町八千代区 大和1483番地	多可郡多可町 八千代区大和 1520番地1	大和体験交流協会 理事長 白石典之	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで